

弁護士法人福間法律事務所

代表弁護士福間則博、弁護士尾崎悠吾、弁護士松村隆志

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

HP: <https://www.fukuma-law.com/>

Mail: office@fukuma-law.com

執筆: 弁護士尾崎悠吾



Legal F: Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

相続対策としての生命保険の活用

1. 生前の相続対策の目的は、①自分の財産を自分が希望する人に確実かつ円滑に引き継ぎたい、②自分が亡くなった後、相続人の中で紛争にならないようにしたい、③相続人の相続税の負担を軽減したい、ということにあると思います。
2. これらの目的を達成するための方法の1つが、生命保険への加入です。死亡保険金は、保険金受取人である相続人が他の相続人と何ら協議しなくても保険会社に請求することにより直ちに確実に受け取ることができ、しかも、「500万円×法定相続人の数」の金額について相続税が非課税とされています。
3. 相続対策として有効な生命保険は、自分が死亡したときに相続人が保険金を受け取れる保険、すなわち、「契約者が自分、被保険者も自分、死亡保険金受取人が相続人の誰か」である保険です。そして、一定期間しか保障されない定期保険や養老保険ではなく、一生涯保障される「**終身保険**」になります。特に、保険料が一時払いである終身保険は、直ちに現金や預貯金を生命保険とすることができ、また、高齢の方でも加入しやすく、相続対策の効果が高いと言えます。
4. 死亡保険金の受取人は、配偶者ではなく、**子供の中の1人**にした方が良いでしょう。配偶者には相続税の税額軽減の特例があり、対策する必要性が低いですし、配偶者が保険金を受け取ると、配偶者の相続のときに相続税がかかってしまいます。また、保険金の受取人を「相続人」としたり、複数の人を指定したりすると、円滑に保険金を請求できないおそれがありますので、止めましょう。子供全員を保険金の受取人にしたい場合には、子供の人数分の保険契約
5. を締結することをお勧めします。
5. 被相続人(亡くなった人)が相続人に対し生計の資本等として生前に贈与した財産(**特別受益**)がある場合、**遺産分割**では、共同相続人間の公平の観点から法定相続分を修正する要素になります。また、遺言等により他の相続人の**遺留分**を侵害している相続人が特別受益を受けていた場合(民法改正により相続開始前10年以内の特別受益に限定されました)には、遺産に特別受益を加算して遺留分額を計算するとされています。
6. 被相続人が生前に保険料を払い込み、特定の相続人が受領した死亡保険金が特別受益になるか否かが問題となりますが、**死亡保険金は、原則として、特別受益には当たらない**とされています。
7. もっとも、保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が到底是認できないほどに著しいと評価すべき**特段の事情がある場合には、特別受益に準じるもの**とされています(最高裁平成16年10月29日判決)。
8. **裁判例**では、遺産総額1億0134万円、保険金1億0129万円の事案(東京高裁平成17年10月27日決定)や、遺産総額8423万円、保険金5154万円の事案(名古屋高裁平成18年3月27日決定)で、特段の事情が認められました。他方で、遺産総額6963万円、保険金428万円の事案(大阪家裁堺支部平成18年3月22日審判)では、特段の事情は認められませんでした。
9. 効果的な相続対策を行うため、生命保険を上手に活用すると良いでしょう。